

令和8年8月1日

「なぎみ苑指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(岡山県指定 第3373600307号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。ただし要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	8
7. 残置物引取人	10

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 慈風会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県津山市西下 1003-1 |
| (3) 電話番号 | 0868-36-3606 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 花房 宏祐 |
| (5) 設立年月 | 昭和59年10月8日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定 第3373600307号
- (2) 施設の目的 利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム なぎみ苑
- (4) 施設の所在地 岡山県勝田郡奈義町広岡30番地
- (5) 電話番号 0868-36-5711
- (6) 施設長(管理者)氏名 藤田康悦
- (7) 当施設の運営方針：利用者の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (8) 開設年月 平成6年4月1日
- (9) 入所定員 80人(従来型60人、ユニット型20人)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、ユニット型はすべて個室。従来型は原則として2人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	31室	従来型11室、ユニット型20室
多床室	24室	2人部屋23室、3人部屋1室
合計	55室	
食堂	1室	機能訓練室と同じフロアー
浴室	5室	従来型2室、ユニット型3室
医務室	1室	静養室1室

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用料金の項目に記載したもの以外にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

ユニット型：居室内にトイレ及び洗面所を設置

従来型：トイレは居室外に4ヵ所、洗面所は居室外に7ヵ所

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	配置人数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護支援専門員	1名以上	1名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 介護職員	27名以上	27名
5. 看護職員	3名以上	3名
6. 管理栄養士	1名以上	1名
7. 調理員	5名以上	
8. 機能訓練指導員	1名以上	1名
9. 医師	1名以上	必要数

＜主な職員の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 施設長	8：30～17：30
2. 介護支援専門員	8：30～17：30
3. 生活相談員	8：30～17：30
4. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 （従来型）日中： 8：30～17：30 8名 夜間：15：30～ 9：30 3名 （ユニット型）日中： 8：30～17：30 2名 夜間：15：30～ 9：30 1名
5. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 2名
6. 管理栄養士	8：30～17：30
7. 機能訓練指導員	8：30～17：30
8. 医師	毎週 火・金

☆上記の体制は標準的なものであり、時間帯等が異なる場合があります。

☆ユニット型は日中において各ユニット1名以上の介護職員を配置しています。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

＜サービスの概要＞

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士、看護師、介護支援専門員等が共同して栄養マネジメントをおこなっており、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事の場所・時間・メニューの一部について、ご契約者等による選択が可能です。

③入浴

- ・入浴又は清拭を原則として週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・褥瘡が発生しないような介護を行うとともに、予防に努めます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金＞（契約書第6条参照）

○従来型、ユニット型 介護保険給付適用（自己負担1割での日額）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型	589円	659円	732円	802円	871円
ユニット型	682円	753円	828円	901円	971円

○利用加算 介護保険給付適用（自己負担1割）

日 額	従来型	ユニット型
看護体制加算ⅠⅡ（ユニット型はⅠのみ）	12円	12円
日常生活継続支援加算	36円	46円
栄養マネジメント強化加算	11円	——
夜勤職員配置加算	13円	——
月 額		
生産性向上推進体制加算	10円	10円
科学的介護推進体制加算	40円	40円
協力医療機関連携加算	50円	50円

(2) その他の加算について

①初期加算（日額30円）：入所時および30日以上入院後に再入所した場合、30日を限度として算定

②看取り加算：別紙「看取りに関する指針」にてご説明したとおり、ご利用者またはご家族、もしくは身元引受人様のご希望に応じて、当苑での看取りを行います。

（死亡日以前4～30日／日額144円、死亡日の前日・前々日／日額780円、死亡日／日額1,580円）

③療養食加算：ご利用者の病状や状態により、ご利用者またはご家族、もしくは身元引受人様のご希望に応じて医師より食事せんの発行を受け、糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供することが可能です。その場合には一食6円の加算を頂きます。

④配置医師緊急時対応加算：（深夜1,300円、夜間・早朝650円）

※（1）（2）の介護保険給付適用の合計に介護職員等処遇改善加算17.6%が掛かります。

※上記全ての料金表は、自己負担1割の場合です。介護保険の給付率（額）変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担率（額）を変更します。（例：1割から2割負担）

○介護保険適用外として居住費・食費を頂きます。

	居住費	食費
従来型個室	1,231円	1,545円
従来型多床室	915円	
ユニット型個室	2,066円	

※標準額を記載していますが、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が減免されます。詳しくは各市町村にてお問い合わせ下さい。

(3) (1)、(2)、以外のサービス（契約書第6条、7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事（酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

ご利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に2回、理容師・美容師の出張によるサービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

ご利用料金：理美容の内容に応じた実費

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出納帳を作成し保管いたします。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合もあります。

○主な行事予定

1 月	新年会（施設内で新年をお祝いします）
2 月	節分
4 月	お花見ツアー（苑外で花見をします）
5 月	カラオケ大会
7 月	お涼み会
9 月	敬老祝賀会
1 0 月	運動会
1 2 月	クリスマス会

⑤サービス提供記録

ご契約者及び家族等は、サービス提供に関する記録を閲覧できます。また、年1回定期開催している家族面談においても、サービス提供の記録を開示します。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金（日額）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型	3,251円	3,260円	3,334円	3,407円	3,478円
ユニット型	4,078円	4,151円	4,226円	4,298円	4,369円

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります）

ア. 来苑されての現金支払い

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

（ご利用できる金融機関：中国銀行、晴れの国岡山農協、郵便局）

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません）

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 清風会 日本原病院
所在地	岡山県津山市日本原 352
診療科	内科、胃腸科、神経内科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	豊福デンタルクリニック
所在地	岡山県勝田郡奈義町滝本 1426

6. 非常災害時の対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行っています。

- (1) 防火管理者は、統括主任相談員を当て、火元責任者は各部署の代表を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際には防火管理者が立ち会うこととする。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・防火教育および基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
 - ・利用者を含めた総合訓練 年2回以上
 - ・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

②事故発生時の対応

利用者に対する施設サービスの提供による事故、または不慮の事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、保険者等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。また事故について記録するとともに、賠償すべき事故であれば、速やかに損害賠償を行うこととします。

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

（契約書第15条参照）

①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要介護2以下の状態と判定された場合 （但し、特例入所に該当すると保険者ならびに施設が認めた場合にはこの限りではありません。また、退所に察しては話し合いのうえ適切な支援を行います）
②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第16条、17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前（※最低7日前）までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3カ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

▶ 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3カ月以内の入院の場合

3カ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。ただし、速やかに施設入所に復帰できるよう、努めることとします。なお、再入所を希望される場合は、入院中も居住費をお支払いいただきます。

② 3カ月以内の退院が見込まれない場合

3カ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除させていただきます。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. 残置物引取人（契約書第22条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）
当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用は、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

9. 苦情処理について（契約書第24条参照）

(1) 苦情の受付は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

受付担当者が受け付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

- ①苦情解決責任者 藤田康悦 （肩書き）指定介護老人福祉施設なぎみ苑苑長
- ②苦情受付担当者 渡辺良二 （肩書き） 上記施設 相談員
- ③第三者委員 (1) 須一嘉行 [連絡先 0868 - 36 - 3147]
(2) 花房洋子 [連絡先 0868 - 36 - 3444]

(2) 苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申し出人は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決策の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(3) 本事業所で解決できない苦情は、各市町村または岡山県国民健康保険団体連合会に直接申し立てることができます。

〔 連絡先 〕

●各市町村

(参考) 奈義町 TEL : 0868-36-4111 津山市 TEL : 0868-23-2111

●岡山県国民健康保険団体連合会

TEL : 086-223-8811 / FAX : 086-223-9109

介護110番ホームページ アドレス

<http://www.okayama-kokuhoren.com/kaigo110/>

10. 守秘義務について（契約書第9条参照）

事業者、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

ただし、医療機関、サービス担当者会議等において必要な場合は、ご契約者や家族に関する情報を提供する場合があります。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいた重要事項の説明および別紙の看取りの指針についての説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームなぎみ苑
説明者職名 相談員 氏名 渡辺 良二 印

私は、上記の者から重要事項並びに重要事項説明書付属文書および看取りの指針について説明を受け、その内容に同意しました。

利用者住所 氏名 印

(利用者代理人)

住 所 氏名 印(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 建物の延べ床面積 2,391 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

・「短期入所生活介護」 事業者番号3373600216

・「通所介護」 事業者番号3373600208

・「居宅介護支援事業」 事業者番号3373600042

・「認知症対応型共同生活介護」 事業者番号3373600372

・「地域密着型入所生活介護」 事業者番号3393600048

(4) 施設の周辺環境

那岐山麓に広がるのどかな田園地帯に位置し、穏やかな自然環境に恵まれている。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名の看護職員を配置しています。

介護支援専門員・・・ご契約者に係わる施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

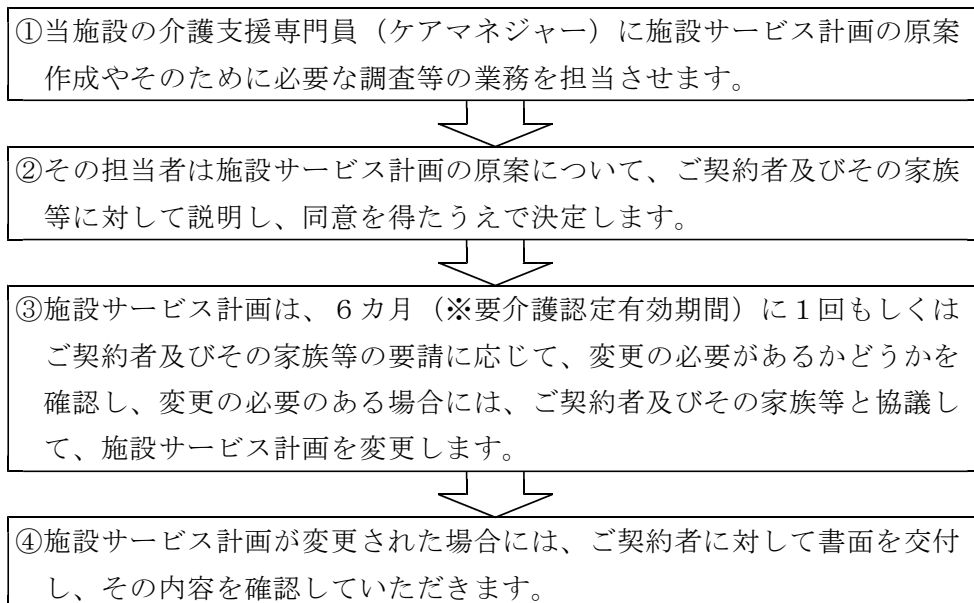
医師・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の嘱託医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 不慮の事故の可能性

私達は関係法令に従い不慮の事故が起こらない様、細心の注意を払って介護にあたります。

しかし、現状の人員配置基準や、緊急やむを得ない場合を除く身体拘束禁止の中で、認知症高齢者等への個々の対応には自ずと限界点も出て参ります。

当苑では、地域・ボランティア・ご家族など、様々な方々のご協力をいただき、目の届く介護を実践しておりますが、法令を遵守し最善を尽くした上での不慮の事故の可能性については、ご理解をいただいております。

(2) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、洗面用具等の日用品・履き物・その他日常生活に必要な身の回りの物。

(3) 面会 面会時間 AM 9:30 ~ 11:30 PM 14:00 ~ 16:30

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

※なお、来訪される場合、酒類、危険物等の持ち込みはご遠慮下さい。

(4) 外出・外泊（契約書第23条参照）

外出・外泊をされる場合は前日までにお申し出下さい。但し、外泊については最長で月6日間とさせていただきます。尚、外出・外泊の送迎はご家族様での対応をお願いいたします。

(5) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(6) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(7) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。